

やけの保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人正覚会
所 在 地	大阪市鶴見区焼野2丁目5番20号
電 話 番 号	06-6911-5198
代表者氏名	理事長 市 場 敦 史

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所			
施 設 の 名 称	やけの保育園			
施 設 の 所 在 地	大阪市鶴見区焼野2丁目5番17号			
連 絡 先	TEL 06-6911-5500 FAX 06-6911-5600			
管 理 者	園長 福田佳代			
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童			
認 可 定 員	0歳児	6人	1歳児	15人
	2歳児	15人	3歳児	16人
	4歳児	16人	5歳児	16人
利 用 定 員	満3歳以上の児童			35人
	満1歳以上満3歳未満の児童			22人
	満1歳未満の児童			3人
開 設 年 月 日	令和5年4月1日			

3 施設の目的・運営方針

やけの保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地		794m ²
園 舎	構 造	鉄骨造 2階建のうち1階、2階
	延べ面積	581.10m ²
園 庭		地上園庭248.38m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1室	0歳児クラス
ほふく室	1室	1歳児クラス
保育室	4室	2歳児クラス1室 3歳児クラス1室 4歳児クラス1室 5歳児クラス1室
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	
相談室	1室	
園児用トイレ	5ヶ所	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 年間行事

入園式、進級式、花まつり、子どもの日のつどい、保育参観、プール・水遊び、七夕のつどい、夏まつり、運動会、4、5歳児遠足、保育園報恩講、お楽しみ発表会、お正月遊び、節分、個人懇談、ひな祭り会、卒園児本山参拝、仲良し遠足、卒園式

(3) 外部講師による

- ・音楽教室（0歳～4歳児）体育教室（2歳～5歳児）英会話教室（2歳～5歳児）書道教室（5歳児）各教室 月1～2回、年20回
- ・和太鼓（5歳児）4月～12月 月1回程度

(4) 定例活動

身体測定、避難訓練、お誕生会、内科健診、歯科健診

(5) その他

つぼみくらぶ（未就園児園開放日 月1回程度）

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）令和8年4月1日予定

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	園児の発育指導、安全管理 園児の保育をつかさどる	18	12	6	
調理員	献立に従い給食・おやつを調理する	4	1	3	栄養士と兼務
看護師	園児や職員の健康管理	1	1		
事務長	園の事務や涉外を担当する	1	1		
支援員	保育士を助け、保育や安全管理	2		2	
環境 整備員	園内の清掃、安全管理	1		1	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8:00～18:00）
事務長	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（8:00～18:00）
保育士	正規の勤務時間帯（7:30～19:00）
看護師	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）
栄養士	正規の勤務時間帯（8:00～17:00）
調理員	正規の勤務時間帯（8:00～17:00）
支援員	正規の勤務時間帯（16:00～19:00）
環境整備員	正規の勤務時間帯（7:30～9:00、17:00～18:00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（令和8年度は12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。
感染症の予防及び蔓延防止のため、保育実施が適当でないと判断した日、又災害により保育が実施できないと判断した日は臨時休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から

18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。土曜日は18時30分までの保育となります。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務は名阪食品株式会社が行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時15分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っていきます。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘴託医

当園は、以下の医療機関と嘴託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	高山医院
医院長名又は医師名	高山 進 医師
所 在 地	大阪市鶴見区浜3丁目3-16
電 話 番 号	06-6912-2829

(2) 歯科

医療機関の名称	北野歯科
医院長名又は医師名	北野 一成 医師
所 在 地	大阪市鶴見区焼野1丁目南8-15
電 話 番 号	06-6915-8211

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 •誘導灯 有 ・排煙設備 有 •非常警報装置 有 ・避難袋 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理 有
避難・消火訓練	避難訓練は毎月1回、消火訓練は年1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に数回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 (園長) 福田佳代、(事務長) 市場昭子 ・ご利用時間 8:30~18:30 ・TEL 06-6911-5500 FAX 06-6911-5600 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	大阪市私立保育園 連盟相談室 TEL 06-6761-1171 FAX 06-6761-1173
	北村元之介 保護司
	森井正雄 焼野北町会長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
保険金額	350円(年額)

※詳しくは、別途配布する「日本スポーツ振興センターのしおり」を御確認ください。

20 園児の利用状況（令和8年4月1日予定）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0歳児	4人	2人	2人	3人
1歳児	12人	12人	10人	10人
2歳児	9人	12人	12人	12人
3歳児	13人	11人	12人	12人
4歳児	人	13人	12人	12人
5歳児	人	人	12人	11人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	受審	
自己評価の実施状況	実施	

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨
なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	当園は浄土真宗本願寺派の保育連盟に所属し、まことの保育を推進しています。 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費	3歳児以上の主食代	月額 1600 円
	3歳児以上の副食代	月額 5000 円
延長保育料 (月割り)	(標準保育認定のみ) 18時30分～19時(土曜日は除く)	月額 2000 円 (新入園児は4月のみ 1000円)
延長保育料 (日割り)	18時30分～19時(土曜日は除く)	30分 250 円
	(短時間認定のみ) 7時30分～8時30分 16時30～18時30分	
行事費	夏まつり、運動会、発表会等のお土産代	年間 2000 円
絵本代	0歳児～5歳児	月額 500 円
特別活動費	外部講師による 音楽教室(0歳児～4歳児) 体育教室(2歳児～5歳児) 英会話教室(2歳児～5歳児) 書道教室(5歳児)・和太鼓(5歳児4～12月)	月2回 500 円 月1回 250 円
卒園アルバム 代	5歳児クラスのみ、アルバム代 6600 円(予定) を分割して徴収(4月～3月)	月額 550 円 × 12ヶ月
保険代	日本スポーツ振興センター	年額 210 円

